

卸町会館

COVID-19 感染拡大防止ガイドライン

2020年8月1日策定

2020年9月1日改訂

2021年4月1日改訂

2022年1月1日改訂

2022年10月1日改訂

2023年2月1日改訂

2023年4月1日改訂



協同組合仙台卸商センター

卸町会館

卸町会館

利用に際しての新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、国・自治体の会議・セミナー等イベント開催制限の段階的緩和を踏まえ、当施設利用に際してのガイドラインを策定したものです。

感染防止対策は、主催者を含め参加者の皆様の安全・安心を確保するためのものであり、その必要性をご理解いただき、徹底に努めていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後も最新状況、業界のガイドラインを反映しながら改訂いたします。

1 本ガイドラインについて

- (1) 適用開始時期：2023年4月1日（土）
- (2) 対象：卸町会館におけるすべての会議室利用
- (3) 基本的な条件

- ② 収容人数を超えないこと
- ② 人と人との間隔を確保すること
- ③ 手洗い、手指消毒等の徹底
- ⑤ 施設の換気と消毒の徹底
- ⑥ 発熱者・体調不良者の入場制限の徹底

(4) 留意事項

- ① 会議・セミナー等の開催に際して感染症対策が整わない場合は、中止又は延期を要請することがあります。
- ② 国・自治体から会議・セミナー等開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても会議・セミナー等開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。また、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2 各会議室の収容人数

貸出施設の収容人数の上限は下記の表のとおりです。

会議室名		面積	学式	口型	会議室名		面積	学式	口型
4階	大会議室	246㎡	108名	48名	2階	中会議室	106㎡	38名	32名
	特別会議室	53㎡	10名(円卓固定)			第一会議室	87㎡	30名	28名
	中ホール	137㎡	54名	40名		第二会議室	41㎡	12名	12名
	第一会議室	71㎡	16名	20名					
	第二会議室	56㎡	12名	16名					

3 卸町会館が実施する感染予防対策

- ①主催者の感染予防対策における会場対応となる項目に協力する。
- ②収容人数を徹底する。
会場の収容人数を超えないよう主催者へ人数の管理の徹底を要請する。
- ③施設入り口・共用スペース及び各会議室におけるアルコール消毒液の設置を行う。
- ④手洗い、手指消毒、健康状態の確認の励行を呼びかける。
- ⑤空調設備による機械換気を常時行い、窓やドア等を開放する定期換気を徹底させる。
- ⑥トイレや共用スペースの衛生環境を維持する。
 - ・共用スペース（ベンチ、自動販売機のボタン部分、ロッカー、パンフレットラック、ドアノブ、電気スイッチ等）の手の触れる部分の定期的消毒・清掃を実施する。
 - ・トイレの定期的な清拭消毒・清掃を実施する。
 - ・ハンドドライヤーの使用を停止する。
 - ・ペーパータオルを設置する。
 - ・便座クリーナーを設置する。
 - ・洗面台にアルコール消毒液を設置する。
 - ・ゴミの定期的回収を行う。
 - ・共用スペースでの食事を禁止する。
- ⑦会議室内の常設備品（テーブル、椅子等）は利用後に清拭消毒・清掃を行う。
- ⑧職員及び施設関係者の手洗い・手指消毒・健康状態の確認を徹底する。
- ⑨発熱者(37.5度以上)・体調不良者の入場防止のため、各会場で適宜検温作業をできるように非接触型体温計を配備する（無料貸出）。

⑩共有部の椅子の座席間隔を空ける。

⑪風通しの良い喫煙所のみ使用可能とする。壁面には混雑時の利用を避けるよう注意する等の貼り紙を貼付する。

4 主催者に実施していただく感染予防対策

(1) 会場利用前（計画時）

①感染状況及び対策に関する的確な情報を把握する。

厚生労働省・宮城県・仙台市・業種別ガイドライン等を確認する。

また、展示会・イベント等を開催する場合は、宮城県から要請されている感染防止対策「チェックリスト」を作成し、主催者ホームページやSNS等で公表すること。

※詳細は、宮城県の『[イベント開催等における「感染防止安全計画」等について](#)』を参照

②感染症対策の責任者を明確に定め施設側と共有する。

感染の疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号を関係者に共有し周知徹底を行う。

※新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）

宮城県・仙台市共通「受診・相談センター」

・受付時間：24時間

・電話番号：022-398-9211

③来場者（お客様）に対し、以下の新型コロナウイルス対策を実施する旨を告知する。

- ・検温及び体調確認を実施し、37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しさや強いだるさ等の症状がある場合は参加自粛、入場を断ること。
- ・適宜、手洗い及び手指の消毒を実施すること。

(2) 会場利用期間中

①発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場を防ぐ。

- ・関係者（主催者及び来場者等）の検温作業、健康チェックを徹底する。
- ・次に該当する場合などで来場者の入館を断る際には、感染相談センターの電話番号を記載した書面を渡すなどの対応を行う。

1)入館時の検温で37.5度以上（37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する）の発熱があることが分かった場合

2)息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

②衛生環境を維持する

- ・会場内の定期的な消毒・清掃を行う。
- ・会場内で使用する貸出備品は利用期間中に適宜清拭消毒を行う。

- ・参加者へ手洗い、手指消毒励行等を告知する。
- ・登壇者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底する。

③密閉を避ける

- ・会場内は定期的な換気（場所、方法、頻度）を行う。2か所以上を開放し、1時間に2回以上、1回5分以上換気を行う。
- ・セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなどの工夫に努める。

④密集させない

- ・利用人数の基準を守るとともに、その範囲内であってもソーシャルディスタンスを確保する。
- ・セミナー・シンポジウム・式典等は登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である2m程度空け、演台に飛沫防止シールドを設置し、登壇者も正しくマスクをした上で講演することを推奨する。

⑤密接させない

- ・人との間隔を確保すること。

⑥来場者に促すべき対策

- ・当日の検温と体調の確認を来場前に行うように促し、発熱や体調不良があれば来場を自粛させる。
- ・会場では頻繁な手洗い・手指消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の会話は避ける。

5 おわりに

国・自治体から会議・セミナー等開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても会議・セミナー等開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。

付記

本ガイドラインは、一般社団法人日本展示会協会が策定した「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」を準用して策定しました。